

## 社会福祉法人はなのわ学園 役員等の費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はなのわ学園定款第8条及び第21条により、会議等に出席した役員等に対する費用弁償について定めるものである。

### (会議等)

第2条 本規定でいう会議等とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 会計監査
- (4) 評議員選任・解任委員会
- (5) その他理事長が認めた会議等

### (役員等)

第3条 本規程でいう役員等とは、次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 理事が特に必要と認めた者

### (役員等の費用弁償等)

第4条 役員等が会議等に出席したときは、費用弁償として別表1により費用を支払うことができる。

### (費用等の支給方法)

第5条 費用等の支給については、当該会議に出席または法人業務に従事した評議員・評議員選任解任委員は年一回支給するものとする。  
ただし、理事・監事については会計年度終了の最終理事会(3月)に、一括支給するものとする。

### (研修・出張旅費等)

第6条 役員等が、法人業務のため研修・出張する場合には、旅費を支給する。

2 前項の支給する旅費は、次の各号とする。

- (1) 参加費
- (2) 資料代
- (3) 交通費
- (4) 宿泊代
- (5) その他理事長が特に必要と認めたもの

(兼務役員)

第7条 事業所の職員を兼務する役員はこの規程を適用しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認をうけておこなう。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施する。

別表1

名 称	費用
理事会・会計監査の出席費用	ひたちなか市在住者年間 10,000 円
	ひたちなか市外在住者年間 13,000 円
評議員会の出席費用 評議員選任・解任委員会への出席費用	年間 5,000 円